

## 第832回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年9月13日（木）午後1時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第831回教育委員会会議録の承認について
- 4 第832回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
  - (1) 第3期県立高等学校将来構想審議会への諮問について (教育企画室)
  - (2) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施等に関する請願への対応について (義務教育課)
  - (3) 県立高等学校における物損事故に係る和解について (スポーツ健康課)
- 6 専決処分報告
  - (1) 第338回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
  - (2) 教育功績者表彰について (教職員課)
  - (3) 平成25年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について (特別支援教育室)
  - (4) 平成25年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について (高校教育課)
- 7 議 事
  - 第1号議案 教育功績者表彰について (総務課)
  - 第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について (総務課)
- 8 課長報告等
  - (1) 平成24年度学校基本調査速報の概要について (総務課)
  - (2) 平成23年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）について (義務教育課・高校教育課)
  - (3) 宮城県スポーツ推進計画の答申について (スポーツ健康課)
- 9 資料（配付のみ）
  - (1) 平成24年度全国学力・学習状況調査 宮城県の調査結果報告書について (義務教育課)
  - (2) 平成25年度宮城県立中学校入学者選抜方針・選抜要項及び選抜募集要項について (高校教育課)
  - (3) 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会の愛称募集について (スポーツ健康課)
  - (4) 第39回東北総合体育大会の結果について (スポーツ健康課)
  - (5) 宮城県美術館特別展「東山魁夷展」の開催について (生涯学習課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第832回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年9月13日（木） 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長，佐々木委員，庄子委員，佐竹委員，青木委員，高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
伊東教育次長，熊野教育次長，安住学校運営管理監，大山総務課長，高橋教育企画室長，加藤福利課長，寺島教職員課長，鈴木義務教育課長，佐々木特別支援教育室長，氏家参事兼高校教育課長，菊田施設整備課長，松坂スポーツ健康課長，西村生涯学習課長，後藤技術参事兼文化財保護課長外
- 5 開 会 午後1時31分
- 6 第831回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第832回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について  
委 員 長 佐竹委員及び青木委員を指名する。  
本日の議事日程は，配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
  - 5 教育長報告
    - (3) 県立高等学校における物損事故に係る和解について
  - 6 専決処分報告
    - (2) 教育功績者表彰について
  - 7 議事
    - 第1号議案 教育功績者表彰について
    - 第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

委 員 長 教育長報告の(3)，専決処分報告の(2)及び議事の各議案については，非開示情報等が含まれていることから，その審議については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議については，秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)
- 9 教育長報告
  - (1) 第3期県立高等学校将来構想審議会への諮問について  
(説明者：教育長)  
第3期県立高等学校将来構想審議会への諮問について，御報告申し上げます。  
資料は，1ページから2ページとなる。  
第3期県立高等学校将来構想審議会については，去る9月4日に第1回審議会を開催し，高校教育改革の成果等に関する検証について，資料のとおり諮問したものである。  
資料2ページを御覧願いたい。諮問内容は，『男女共学化』、『全県一学区化』及び『中高一貫教育』について，その成果と課題の検証と，課題解決に向けた今後の方向性についてである。「男女共学化」及び「全県一学区化」については，これまで第2期県立高等学校将来構想審議会において検証に取り組んでい

ただき、本年7月に中間とりまとめとして御報告いただいているが、さらにデータの収集・分析を進めるとともに、今後の推移を継続して見て行く必要があるとされていることから、第3期審議会においても引き続き検証作業を進めていただくものである。さらに、「中高一貫教育」については、新県立高校将来構想の中でも、成果等の検証をしたうえで、今後の方向性を検討する必要があることが盛り込まれているほか、本県では、連携型の中高一貫教育校が設置されてから10年目、併設型については3年目から8年目を迎え、県議会からも成果の検証を求める声が出ているところである。また、設置当時から社会的な状況や背景も変わっていることもあり、この時期に検証を行い、中高一貫教育のより一層の充実を図っていくとするものである。今後、審議会では、専門的かつ客観的な検証を行いながら、課題の抽出や改善に向けた方向性等が審議されていくこととなる。9月4日の審議会においても、検証の進め方等について様々な御意見をいただいております、それらも踏まえながら、検証部会において具体的な検証作業を進めていただくこととしたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

お願い事となるが、「男女共学化」も「全県一学区化」も、県民の方々の間で大きな議論となり、教育の中でも大きな変化をもたらした問題であると思うので、固定観念、既成事実にとらわれることなく、柔軟な感性を持って、教育の将来を見据えた形ですっきりと検証していただきたい。宮城県の歴史の中で、子どもたちにとって何が大事であるか、何が望ましいのか、それは本当に難しいテーマであることから、一つ一つしっかりと取り組んでほしい。その検証結果については、子どもたちは日々成長していることから、10年後の子どもたちに対する教育に反映するだけではなく、いまの子どもたちに少しでも反映することを意識しながら、検証作業を進めてほしいと思う。そして、何らかの成果が得られたのであれば、県教委として、その成果を、いまの子どもたちに反映できるのか速やかに検討の上、対応いただきたい。

また、「中高一貫教育」であるが、現在の宮城県内で導入している学校は数校である。その学校は、より選抜された特別な子どもたちだけの学校と感じている人が多いかもしれないが、その反面、それ以外の学校で学んでいる子どもたちがかわいそうな部分もある。その子どもたちは、感受性の強い14歳から15歳ごろに、受験という垣根を越えないと高校生活に移れず、そして、高校進学後には、中学校で学んだことと同様の教育内容を再度学んでいる時期もあり、内容的に無駄が多く、強いストレスを生む教育制度になっていると思う。子どもたちの学力レベルに違いがあることはやむを得ない部分でもあるが、中高一貫校は、学力的に優れたあるいは家庭的に恵まれてそこを選べる子どもたちだけのものではなく、門戸を広くした学校にすべきであると思う。そうすることにより、中高一貫校は、一人一人の個性をなお一層伸ばし、結果として、学習効果が上がるような有意義な学校になるのではないかと思う。

委員長

今回は第3期の審議会である。これまでの第2期の審議会については、事務局側で調べた各高校の実情等を資料としていると思う。第3期審議会に関しては、その内容をさらに掘り下げて検証等を進めていく必要があると思うので、各委員の方々に、できるだけ学校現場に出向いていただき、いろいろな疑問点を直接自分の目や耳で確認し、検証の最終的な部分に反映させていく必要があると思う。

もう一つは、「普通教育と専門教育の体制整備」の部分になると思うが、「全県一学区化」の各高校の魅力づくり、具体的には、進学校以外の学校の魅力づくり・特色づくりについてであるが、各学校の先生方は、一つの学校にいる期間が長いこともあり、その学校の状況や生徒の様子等をはっきり言える方が比較的多い。一方、管理職の先生方は、在任期間が短いこともあり、その学校の特色・魅力を把握しきれていないケースもあるのではないかと思う。学校の魅力づくりや特色づくりは、管理職である校長先生や教頭先生を中心にして考えていく必要があるため、管理職と教職員の先生方が同調して進め

ていくことが必要である。学校内の校長先生から教職員までの全職員が、一つの方向を向いて進めていける体制となるよう、必要に応じて見直していただきたいと思う。

教 育 長 第3期の検証部会についても、第2期と同じように各種の情報を収集しながら進めていきたいと考えている。委員長の御意見にもあったように、検証委員の皆様には、直接学校現場に出向いて見ていただくことにも取組ながら、今回の成果と課題について検証を進めていただきたいと考えている。また、佐々木委員の御意見については、すぐに改善できるような部分があれば、速やかに着手し、その改善に取り組んでいきたいと考えている。

佐 竹 委 員 第3期の審議会等における検証については、これまでの視点よりも、中・長期的な視点で進めていただき、その長所・短所の情報を発信していくことが必要であると思う。「中高一貫教育」を導入していない学校では、その情報を把握することにより、その長所等を把握することができ、短所の部分の見直しなどにも取組ながら、その導入の検討を進めていけると思う。多くの取組や改革を進めている中で、すべての学校で情報を吸収し、必要に応じて改革していくことが重要であり、この審議会が基盤となることによって、各学校が切磋琢磨する機会を引き出し、宮城の教育が良い方向に向かっていくことを願う。

## (2) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施等に関する請願への対応について

(説明者：教育長)

本年8月9日付けで、宮城県教職員組合から提出された請願に関し、県教育委員会としての考え方及び対応について、御報告申し上げます。

資料は、3ページから24ページとなる。

この請願の内容は、「全国学力・学習状況調査」の実施により、学校現場に学力競争が持ち込まれ、学校を序列化することとなり、今、被災地に必要なのは学力調査ではなく教育条件の整備であるとして、「来年度以降の同調査を中止し、その予算を教育再建等に使うよう国に求めること」や、「宮城県教育振興基本計画にある『学力向上』策を転換し、『宮城県学力向上推進プログラム』を見直すこと」など、5項目について求めるものである。

県教育委員会としては、今後とも教育の復旧・復興に向け、全力で取り組むとともに、全国学力・学習状況調査については、その結果を教育施策に生かしているところであり、調査を実施することは意義あることと考えている。また、学力については、子どもたちが社会に出ていくために不可欠なものと考えており、その向上は重要な課題であると認識している。このような観点から、「宮城県教育振興基本計画」及び「宮城県学力向上推進プログラム」については、適切であると判断している。さらに、35人学級を全学年に拡大することについては、国に対し引き続き要望していきたいと考えている。

請願者に対しては、以上のような趣旨で回答したいと考えている。

なお、詳細について、義務教育課長より御説明申し上げます。

(説明者：義務教育課長)

引き続き、請願資料への対応について、御説明申し上げます。

資料4ページの中段以降に記載されている「請願項目」を御覧願いたい。まず、項目1の調査の中止等であるが、全国学力・学習状況調査の結果について、本県の教育施策に生かしているところであり、また、その内容を、児童生徒本人、学校及び市町村教育委員会のそれぞれが把握することによって、以後の学習や教科指導等に生かせるものと考えられることから、今後とも継続していくべきものと考えている。項目2の調査結果の公表であるが、県教育委員会としては、これまでも個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行っていない。また、各市町村教委では、本調査の趣旨を踏まえ、主体的に判断して公表を行っているものと認識している。次に、項目3の来年度調査への不参加等であるが、本調査への参加については、各市町村教委が文科省から協力依頼等を受けて主体的に判断するものである。県教育委員会としても、調査を実施することは意義のあることと考えていることから、来年度の同調査が実施された場合、

本県が調査に参加しないという立場をとることは考えていない。次に、項目4の本県の計画及びプログラムの見直し等であるが、「宮城県教育振興基本計画」及び「宮城県学力向上推進プログラム」については、点数主義との考え方によるものではなく、全国平均点を上回ることを目標としていくことは、学力向上に向けた一つの足がかりとして示しているものであり、いずれも適切であると判断している。最後に、項目5の教職員定数の増加及び35人学級の全学年への拡大であるが、県教育委員会としては、国に対し、「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を早期に策定し、教職員定数の確保を着実に実施することについて、引き続き要望してまいりたい。また、本県の学級編制弾力化事業については、法令に基づいた教職員定数の中で実施していることから、今後の国の動向を注視し、必要に応じて取り組んでいくこととしている。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

昨年の3月11日の震災が発生したときに心配したことの一つである。その時期は、進学や就職等、子どもたちの進路選択に大きな影響を与える時期であったが、個々の命の問題や家族の安否等があり、子どもたちはその選択に集中できない心境であったと思う。震災の影響で、宮城県の子供たちが大事な時期を逃してしまい、全国の子供たちと比べて競争力が衰えてしまい、後れを取るようになるのではないかと心配した。

しかし、学校の先生方が、私生活や体力を犠牲にして、本当に命を懸けて頑張り、子どもたちと寝泊まりして教育の再生に尽くしてくださったおかげで、半年もしないうちに授業を再開することができ、子どもたちの学習に取り組む姿勢を取り戻すことができたことは、奇跡的な努力の結果だと思う。震災を理由として学力検査の中止を考えるのではなく、教育環境の復旧・復興を強い力や土台として、もっと強く闘っていける子どもたちを育成するように考えるべきである。地域によっては柔軟に対応する必要があるかもしれないが、県教委としては、震災を理由に退くことはせず、これまで以上に強い力を身につける子どもたちを育てていくような方針で進めてほしい。

その一方で、学級編制については、細やかな心のケアや生活の支援等が必要であるため、国に対しては、十分すぎるほどの要望等を進めていただきたいと思う。また、この震災を理由に、それ以外のゆとり教育の弊害をさらに助長するような足踏みだけは避けたい。

委員長

以前、総理大臣であった安倍衆議院議員が、「再チャレンジのできる世の中をつくっていく」とおっしゃっていたが、子どもたちが社会に出た時の再チャレンジとして、いろんな形で仕事を替える、違う仕事に就いてみようと思っても、ある程度の学力がないと次のステップには進めないと思う。学校側は、子どもたちの学力がどの程度の水準にあるのか把握する必要があるため、学力調査の結果等を基に、それらを分析し、しっかりと判断していくことが必要であると思う。しかし、調査の参加の判断は、各市町村に任せている部分であるため、そこは少し残念な思いが残る。できれば全市町村が参加し、子どもたちの学力レベルを把握した上で、それを学校教育に生かしていけば、さらに子どもたちの将来の夢や志を達成することにつながるのではないと思う。

佐々木委員

資料5ページから6ページの「震災に係る全校アンケート」であるが、この中には、物理的に解決できることが多く記載されている。例えば、「雨漏り」、「落下した黒板」、「外壁の亀裂」等、早期に解決することができる内容も含まれている。たくさんの支援物資やサポートがあったと思うが、それを待たずに宮城県として解決できることではないか。全県的なアンケート調査を実施するなど、震災のために損傷し、復旧ができていない、あるいは授業に差し障りのある部分が見つければ、早急に対応していただきたい。

教育長

今回の請願に添付された資料により、そのような状況があることを教えていただいた部分であるが、石巻、女川、東松島では具体的な問題として掲げられている。そのよう

な教育環境については、できるだけ早急に改善する必要があるので、各市町の教育委員会と相談し、現状等を確認した上で、一緒に対応していきたい。

## 10 専決処分報告

### (1) 第338回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第338回宮城県議会議案に対する意見について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年9月7日付けで知事から意見を求められたため、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月10日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、予算議案について、資料3ページの「第338回宮城県議会（定例会）提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算として765,371千円を計上している。次に、「2 事業の概要」であるが、その主な内容のうち、「①県立学校災害復旧事業」として、県立高等学校の実験実習設備等の整備並びに農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の移転用地取得に係る候補用地の各種測量等に要する経費として449,401千円、「②東日本大震災みやぎこども育英基金事業」として、奨学金の対象年齢を震災時18歳以下から22歳以下へ引き上げるなど、支給対象の拡大に要する経費として135,600千円を計上したほか、「③県立学校放射線量低減対策事業」として、学校の放射線・放射能対策として、汚染状況重点調査地域の指定を受けている栗原市が策定した除染実施計画により除染の対象となる岩ヶ崎高等学校鶯沢校舎の放射線量の詳細測定及び除染に要する経費として65,000千円を計上している。そのほか、「⑤校舎改築事業」として、拓桃支援学校改築事業に係る宮城広瀬高等学校の施設移設工事費の増額に伴う経費として40,885千円を計上している。また、「債務負担行為」については、下段に記載のとおり、本年3月17日から5月13日まで開催された美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展」について、観覧者数が当初の見込みを超えたことにより、共催4社に対して支払う観覧料収入の分配金が、既に議会で議決を受けている債務負担行為の限度額を超えることから、その限度額を変更するものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」であるが、教育委員会関係分の3件については、資料に記載のとおりである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) (質疑なし)

### (3) 平成25年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

(説明者：教育長)

平成25年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

資料は、6ページから10ページとなる。

特別支援学校においては、障害の程度に応じて、検定済教科書、文部科学省著作の教科書及び絵本等の市販の一般図書を使用している。このうち、検定済教科書及び文部科学省著作教科書については4年に一度、また、一般図書については毎年採択することとなっており、今年度は一般図書のみ採択する年となっている。平成25年度使用の一般図書の採択に当たっては、文部科学省通知及び6月の本委員会に御報告申し上げた、図書の記述内容や表現・体裁等に係る本県としての基準に基づき、各支援学校において選定を行った。その後、教育庁において各校における選定の内容を集約し、大学教授や各障害種の特別支援学校校長で構成された検討会議における議論を経て、その採択について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により9月5日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

なお、今年度採択した教科用図書については、資料7ページから8ページに小学部用63点、9ページに中学部用33点、10ページに高等部用24点の計120点となるが、音が出るものや触って楽しめる

ものなど、児童生徒の多様な感覚を活用した図書をより多く取り入れたほか、防災教育を進めるため、身近な標識を集めた図書を新たに加えるなどの取組を行ったところである。

県教育委員会としては、特別支援学校に通う児童生徒の教育にとって、より適切かつ効果的な教科用図書となるよう、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) (質疑なし)

#### (4) 平成25年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について

(説明者：教育長)

平成25年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから13ページと別冊資料2部となる。

平成25年度に使用する県立の高等学校及び特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている学校の教科用図書の採択については、資料12ページの採択方針に従って、適切かつ公平・公正に行うこととしている。また、採択の事務手順については、資料13ページの教科書採択事務の流れのとおり、各高等学校等に設置した「教科書選定委員会」において選定し、各校長から採択の希望がなされ、その後、教育庁内に設置している「審査委員会」において、各学校の教育課程との整合性がみられるか、生徒の実態に配慮されているかなどの観点で審査を行い、妥当なものであるとの判断がなされている。

これらの過程を経て報告されたので、これらの教科用図書の採択について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、別添資料1「平成25年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部学校別教科書一覧」のとおり、9月11日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

なお、詳細について、高校教育課長より御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

平成25年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について、別冊資料を中心に御説明申し上げます。

別冊資料1は使用希望の教科用図書の学校別一覧、別冊資料2は発行者別に整理した一覧である。

まず、別冊資料1を御覧願いたい。表紙の裏には、各学校がどのページに記載されているかを示しており、1ページから35ページが高等学校分、36ページから38ページが特別支援学校高等部のうち高等学校に準ずる教育を行っている4校分である。各学校とも、最初に新学習指導要領に対応する教科、次に現行の学習指導要領に対応する教科について、教科用図書を整理している。また、各ページの表の右上に、新旧の区分を付している。

次に、別冊資料2を御覧願いたい。採用数の多少はあるが、各発行者の教科用図書が幅広く希望されている様子が見える。

資料13ページにお戻り願いたい。教科書採択事務の流れであるが、各学校から希望が提出された後、7月中旬から約1ヶ月かけて事務局における事前審査を行い、去る9月4日に、外部からの学識経験者を含む審査委員会において、各学校の希望状況を確認しながら使用教科書の妥当性を審査する会議を行った。学校の実態や生徒の実情に即して、記述内容が充実・豊富で発展的な記述がなされている教科書を選ぶ学校、逆に、記述内容が精選・厳選されたシンプルな説明がなされている教科書を選ぶ学校、さらには、繰り返し学習や補充的な内容の充実した教科書を選ぶ学校等がみられた。また、生徒の興味・関心が持てるような身近な題材が素材として使用されているか、記述内容が系統的に整理されているか、説明と図表のバランス等、各学校において、多様な側面から内容重視の教科書選定が行われている様子も確認しているところである。

以上から、各校の教育目標を達成するための教育課程編成とのバランス等も踏まえ、すべて適切なものであると考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 簡単に言えば、学校の選定委員会、教育委員会の選定委員会、外部の審査委員会の3

つの段階を経て選定しているのだと思う。その1段階目と2段階目の選定委員会において、違う判断となった部分を教えてほしい。

高校教育課長  
佐々木委員  
高校教育課長  
佐々木委員

その選定段階で、異なる判断となった学校あるいは教科書はなかった。

1つもないのか。

そのとおりである。

それでは、2段階目の教育委員会の審査委員会と次の外部審査委員会の中で、判断が違った部分はあるか。

高校教育課長  
佐々木委員

学校の選定委員会から外部審査委員会の過程においても、判断の異なる部分はない。

無理に変更する必要があるとは思わないが、違う立場の三つの選定委員会において、それぞれが評価や判断をしているものと思うが、一つも違う部分がないのは不思議な現象ではないか。

教 育 長

資料13ページに教科書の採択事務の流れを示しているが、ただ今課長から説明した内容で、事前審査の部分の説明がなかったので補足する。教科書については、各学校が、学校内で検討し、「この教科書を使いたい」といった希望を本庁に提出する。その過程において、カリキュラムとの整合性等で疑義のあるものについては再度確認することもあり、場合によっては、学校の希望として「違う教科書にすべきであった」と判断するケースもある。そのような場合には、2段階目の選定委員会に提出する資料の再提出を求めており、最終的な審査会に諮る段階では、そういった不整合等が起きないように事前の指導や調整等を行っている。

委 員 長

基本的なことであるが、教科書を選定している各委員に対し、教科書の発行会社等の関係者からの接触等はないと考えて良いか。

高校教育課長  
佐竹委員

各学校に対して通知文書を出し、そのようなことのないよう周知徹底している。

最初に学校で使用する教科書を吟味し、その希望を提出しているとのことであるが、不整合な部分は指導に沿って再提出しているとしても、選定委員会において、意見の違いが一つも出てこないことに関しては、私も不思議に感じる部分である。

この教科書選定に関しては、各出版社の教科書を拝見しているが、現在の教科書は、私たちの学んだ時代の教科書とかなり違っているとの印象であった。その教科書は、現在の環境の中で育つ子どもたちに一番アピールでき、子どもたちのことを一番理解している先生方が教えやすい内容になっているものと思うが、はたして「これでいいのだろうか」との一抹の不安もあり、「できれば、もっと古風であってほしい」との気持ちで見えていた。

その一方で、各社の方向性はほぼ同じであり、何を重視しているかの視点により多少の違いがあったとしても、表現の仕方、作り方には大きな変化がなく、現代のニーズに適切に応えた教科書づくりをしているものと感じた。教科書を確認できたことにより、いまの子どもたちの勉強環境を再認識できたことは、非常に感謝している。できれば、この教科書については、いつでも閲覧できるようにしていただきたい。

佐々木委員

一つお願いしたい。最近の報道等によると「教育委員会は必要ないのではないか」、「単なる追認機関である」との内容を耳にするが、その対象となっている教育委員会でも、いろいろな議論や検討がなされていると思う。その中で、宮城県は恵まれており、村井知事、高橋教育長をはじめ、この教育委員会の皆さんの大きな理解の下で、教育行政に関する業務が進められており、この会議の場でも、それらに対する意見や考え方についての多くの議論が交わされている。

しかし、この教科書の選定に当たっては、100校を超える学校の一つ一つの教科で使用される図書を選定するものであり、その作業は非常に多岐にわたるものと思う。その膨大な作業過程において、一つの異論や異議、あるいは再考することがなかった。つまり、「最初に選択されたものが重視されるべき」との基本的な考え方が、選定する方々

の心の中にある可能性が十分あるのではないかと思います。そこを重視して選定しているのであれば、この選定作業が本来の機能を有しているのかと考えざるを得ない。子どもたちの教育を考える上で、教科書はとても重要な要素を含んでいると思う。自分自身を振り返ってみても、「あの教科書には、こんなことが書いてあった」、「こんな写真が掲載されていた」と、折り折りに思い出すことがある。教科書は、時代が変わったとしても、子どもたちの心の中に生涯残っていくような大事なものであり、そして、作成に携わっている方々の考え方や経験、思想が込められているものと思う。まったく同じ内容であれば、余計な教科書を作る必要はないはずである。それぞれの学校で選定する際に、その違いや主張が明確にわかるような形で提示してもらい、それを宮城県の教育、あるいは宮城県の将来の子どもたちに何が必要なのかとの視点で、それぞれの段階でしっかりと判断してほしい。

なお、今回の選定で決定された教科書に問題があるとは思っていないが、その選定過程において、毎回のすべての選定内容が100点、縦にも横にも100点となっている結果は、組織の判断として不自然であるとの思いから意見したものである。

教 育 長

佐々木委員の御指摘のとおり、教科書は、学校で学ぶ子どもたちにとって、極めて重要なものであると認識している。その選定に関し、実態としては、各学校の先生方にもいろいろな考えを持っている方がいる。私も学校に勤務していた時期に選定作業に携わった経験があるが、学校内の会議においても、教科書の選定に関しては多くの意見が出ていた。その議論の中で、「生徒の実態、あるいは生徒の進路希望の状況から、この教科はこの教科書にしよう」と一つ一つ判断し、学校としての希望を出していた。そのため、大学進学を希望する生徒の多い学校では、その内容に見合った教科書を、学び直しの必要がある場合は、基本的な部分を重視した教科書を選定しており、その選定希望は、多岐に及んでいるのが実態である。そのような状況であることから、学校から報告された教科書の希望は、生徒の実態等を踏まえ「この教科書を使いたい」とされていることから、これまでの作業においては、最大限尊重する形を執ってきたものである。

また、一方では、教科書研究そのものは極めて重要であると考えている。県民の皆さまに対しては、学校で使用されている教科書を広く周知できるようにしたいと思う。多くの方々から御意見をいただきながら、より良い教科書が学校で使われるよう、その周知方法等も含め、今後、工夫していきたいと考えている。

委 員 長

大学への進学や就職等、子どもたちの進路は多岐にわたる。高校では、1年生の夏休みごろまでに進路を決めないと、2年生以降の教科の選択に影響が出ることもあり、教科書の選定は難しいものと思われる。進学校は、その方向性が明確であるため、使用する教科書はある程度決まってくると思われるが、進路が多岐にわたる学校ほど、早めに発注する必要があるが、学校の先生方も苦労しているようである。

高 校 教 育 課 長

教科書研究について補足する。本年度から、教科書研究を促進するため、地域の拠点となるような学校の普通教科は全冊配荷しており、いつでも教科書を見られる環境を整えている。採択する時期だけ一生懸命に研究するのではなく、継続的に研究できる環境を整備したので、今後、教科書選定の精度が高まるような指導等に努めていきたい。

## 1 1 課長報告等

### (1) 平成24年度学校基本調査速報の概要について

(説明者：総務課長)

平成24年度学校基本調査速報の概要について、御説明申し上げます。

資料は、別冊「平成24年度学校基本調査速報」となる。

この調査は、国公立の別を問わず、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数等の状況を明らかにするために、毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、今回は、震災直後の昨年4月1

日から3月31日までの動きと、本年5月1日の児童生徒の状況をまとめたものである。

別冊資料1ページを御覧願いたい。「1 学校(園)数、学級数、在学者数及び教員数」の「表1」であるが、平成24年度の本県の学校数は、前年度に比べ、小学校は11校減少し438校、中学校は4校減少し220校となった。なお、過去1年間の新設・廃止校の状況は、2ページの「表2」に記載のとおりである。1ページの「表1」にお戻り願いたい。学級数は、前年度に比べ、小学校で101学級の減、中学校で17学級の減、特別支援学校で4学級の増となっている。在学者数は、前年度に比べ、小学校で1,663人、中学校で157人、高等学校で120人、それぞれ減少しており、小学校児童数及び中学校生徒数は、昭和23年の調査開始以来、最低の数値となっている。また、教員数は、前年度に比べ、小学校で62人減少し8,117人、中学校で3人増加し4,921人、特別支援学校で26人の増加し1,433人となっている。

3ページを御覧願いたい。「図1-1, 図1-2」であるが、1学級あたりの児童生徒数の推移について、平成14年度から表したものである。

次の4ページの「図2」は、在学者数の推移について、昭和23年度から表したものである。

5ページの「4 長期欠席者数」の「表3」であるが、平成23年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、前年度に比べ、小学校では159人増加し1,056人、中学校では102人減少し2,301人となっている。

6ページを御覧願いたい。「図3-1, 図3-2」については、理由別長期欠席者数の推移について、平成14年度間から表したものである。小学校の長期欠席者数は前年度に比べ増加しているが、理由別内訳の構成比をみると、病気が42.0%で最も多く、次いで不登校が40.8%となっている。また、中学校の長期欠席者数は前年度に比べ減少しており、理由別内訳の構成比は不登校が83.2%で最も多いものの、全生徒数に占める不登校者数の割合は、前ページの「表3」のとおり2.9%と前年度より0.1ポイント減少している。

次に、7ページの「5 卒業後の状況」であるが、まず、中学校の卒業者の状況について、「表4-1」を御覧願いたい。進学率は99.0%で、前年度より0.2ポイント上昇し、過去最高となっている。また、就職率は0.2%で、前年度より0.1ポイント上昇している。

8ページを御覧願いたい。続いて、高等学校の卒業者の状況について、「表4-2」のとおり、進学率は46.3%で前年度より0.8ポイント上昇しており、全国平均に比べ7.2ポイント下回っている。また、就職率は22.9%で、前年度より2.6ポイント上昇しており、全国平均に比べ6.1ポイント上回っている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員	5ページの「表3」について、長期欠席者数の欠席理由に、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」とあるが、そのうちの「その他」は、どういう理由となるのか。
総 務 課 長	この調査の区分としては、その4項目となっており、「その他」については、具体的理由が明確に書かれていない。ただし、記載要領や手引きによると、例えば「保護者の教育に関する考え方や無理解、無関心、家族の介護、家事手伝いなど、家庭の事情で欠席をしている」、「外国での長期滞在や国内外への旅行のため」とされているが、ここに示されている181名が、どのような理由で欠席したか、その詳細は把握していない。
委 員 長	7ページの「表4-1」について、高等学校の進学率が99%で、前年度より0.2%上昇しているが、これは、特別支援学校の高等部の充実によることが理由の一つであるのか。それとも、それを除いた数値となっているのか。
総 務 課 長	その数値は、中学校から高等学校への進学や、特別支援学校高等部の本科等へ進学したものであり、その人数も含んだものとなっている。
委 員 長	特別支援学校の高等部への進学者が含まれていることは分かったが、その増加した要因として、考えられる理由はあるのか。
特別支援教育室長	特別支援学校については、高等部を希望する方を全員受け入れる方針で進めており、

それらの数値が反映されているかは不明であるが、確かに高等部への進学が生徒が増えているとの状況はある。

委員長

もう1点、2ページの小・中学校の統廃合について、この統廃合に関してはある程度は仕方のない部分であり、その全体数は、毎年少しずつ減少していく傾向にあると思われる。子どもたちの教育環境を考えると、児童生徒数が少ないよりも、ある程度の学校規模として、例えば、小学校であればクラス替えができる2クラス、中学校であれば1学年3クラス程度はあったほうが良いものと思う。先生の配置、生徒のいじめの問題、友達の関係、学力の問題等からも、ある程度の規模は必要であると思う。

その一方で、そのような生徒数の規模を整えるだけが良いとは言いきれない部分もある。県内でも、塩釜の桂島の小・中学校では、学区外から通学したい子どもたちが多いとの事例もある。学校の規模としては少人数で小さな学校でも、しっかりと素晴らしい学校づくりや教育を実践していると、保護者も含め、その学校に入りたいという子どもたちがおり、とても悩ましい部分である。

現状からすれば、小・中学校の統廃合による学校数の減少について、県教委が各市町村教委に意見することも難しいものと思う。また、「なぜ統廃合を進める必要があるのか」等の必要性に関する検討が十分に行なわれずに進められているケースもあり、地域住民からの理解を得られないまま、単に学校数の減少に向かっている印象を受ける場合もある。

子どもたちにとって、良好な教育環境を整えることが大前提であるものの、学校数、学校の規模等、何が適当で適切であるのか、我々にも見当がつかない部分があるが、地域の疲弊や、子どもたちの通学距離の問題等もあるため、学校数だけを問題視して減少させていくことに関しては非常に心配である。

佐々木委員

委員長は、現状においては、少子化の問題や都市部への移住等により、子どもの総数が減っており、学級数や学校数が減少することは致し方ない傾向にあるけれども、それが偏在的な減り方をしていないかとの問題提起をしているものと思う。例えば、学区外からも転入してくる桂島のような素晴らしい地域もあるが、そこも児童生徒の総数としては小規模となっており、県の基準に照らし合わせると、統廃合の対象になってしまう学校であるのかもしれない。つまり、ニーズはあるが、そのニーズが少ないがゆえに、学校そのものの存在がなくなってしまう、子どもたちの通学が大変になる地域もある。

総数として考えるべき部分もあるが、良好かつ良質な教育環境を前提に考えた場合、宮城県内の学校のバランスが良い形で減少していく必要があると思う。地域バランスや学校の特色を十分に生かしながら、適正かつ適切な減少に対応しているのか、御心配されているのではないかと思う。

教育長

大変難しい問題であると感じている。地域にとっての学校の役割は大きく、そこから学校がなくなれば、その地域にとっては大きな影響があり、何とか現状を維持したいとの思いが生まれることは、一般的な考えであると思う。また、学校数が減少していくことに関しては、各市町村で相当苦勞している部分でもある。

しかし、極端に小規模な学校だけが存在している状況が散見された場合には、学校運営が相当困難になることも考える必要がある。例えば、それを解決する一つの方法として、小学校と中学校を統合することや、それらを小中一貫という形で地域に残していく手法もあり、各市町村教委で工夫されているところである。

また、そのような状況は、県立高校についても同様のことが言える。小・中学校の子どもたちもそうであるが、高校の子どもたちも同様に減少し続けている状況にあり、これまで学級減で対応してきたが、一部分を統合した、あるいは再編した高校もある。

将来を担う子どもたちであるので、地域の皆さんとしっかりと検討しつつ、どのような教育形態が適切であるのか、地域の在り方も含め、しっかりと考えていきたいと思う。

佐々木委員 小・中・高を含め、学校は地域の泉のような存在であり、その泉が枯れてしまうと、その地域に住む人はいなくなると思う。それは行政として防ぐべきであり、どんなに無理をしても、どんなに小規模になっても、あるいはスクールバスで中心的なところに行き来するようなことがあっても、何らかの形で学校は存続すべきと思う。県内には、そんな地域もあるのではないかと思う。子どもたちがいるから学校が存在するとの考え方もあるが、逆に、学校がある地域に暮らしを求める住民が来ることも考えられる。宮城県は、どこの地域も素晴らしい特色のある地域だと私は思っており、その地域ごとの特色を生かし、子どもたちが育っていける街づくりや地域づくりを進める必要がある。数の論理だけではなく、大事に残していく地域、育てていく地域があることも念頭に置き、そのような地域には十分に水を満たしていくことが必要ではないかと思う。

## (2)「平成23年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）について」

(説明者：義務教育課長)

先日、文部科学省から公表された「児童生徒の問題行動等に関する調査」のうち、本県の小・中学生に係る部分について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから4ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。「1 調査の趣旨」であるが、本調査は、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析し、教育現場の指導の充実に資するとともに、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的として行われている。

「2 調査対象期間」は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までである。

「3 調査対象」は、仙台市を含む国公立小・中学校、中等教育学校在籍児童生徒で、小学校449校125,638人、中学校226校65,632人である。

次に、「4 調査結果の概要」であるが、はじめに「(1) 暴力行為」であるが、「①暴力行為発生件数」について、本県の状況としては、小学校は121件で前年度より11件の減少、中学校は673件で前年度より44件の減少で、小・中学校ともに発生件数が減少している。「②暴力行為発生学校数」については、小学校は34校で前年度より2校の減少、中学校は123校で前年度より11校の減少となっており、小・中学校ともに減少している。なお、カッコ内は昨年度との比較となっている。「③形態別発生状況」であるが、下表のとおり、小学校では「生徒間暴力、器物損壊」が減少し、「対教師暴力、対人暴力」が増加している。中学校では「生徒間暴力、対人暴力、器物損壊」が減少し、「対教師暴力」が増加している。

「④加害児童生徒数」であるが、小学校は88人で前年度より34人の減少、中学校は716人で前年度より40人減少している。

資料2ページを御覧願いたい。「(2) いじめ」の「①いじめ認知件数」については、小学校は934件で前年度より265件増加し、中学校は649件で前年度より59件減少している。また、「②いじめの認知校数」については、小学校は119校で前年度より5校の減少、中学校は106校で前年度より23校の減少となっている。県教育委員会としては、いじめの件数等の増減より、認知した事案にいかに対応し、解決を図るかが重要であると考え、学校で月1回程度、簡易アンケートの実施を市町村教育委員会に提案したところである。「③いじめの態様」については、小・中学校とも「冷やかしかからかい等」が最も多く、小学校では約60%、中学校では約80%の割合を占めている。次いで「仲間はずれや集団により無視をされる」で、小学校では約30%、中学校では約20%となっている。

続いて、「(3) 不登校」の「①不登校児童生徒数」であるが、本県においては、小学校は431人で前年度より14人増加しているが、中学校は1,914人で、前年度より77人減少している。「②不登校のきっかけ」と考えられる状況については、小学校は「不安など情緒的混乱」が最も多く、次いで「無気力」となっている。次のページとなるが、中学校は、「無気力」が最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐり問題」となっている。

次に、3ページ中段の「5 県教委としての対応」であるが、今回の調査結果について、震災後1年間の小・中・高等学校における問題行動等の状況を示すものであり、全体的には減少傾向にあるものの、小

学校におけるいじめ認知件数や不登校児童数が増加しているなど、今後も問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応が求められる状況が続くと捉えている。そのため、県教委として、児童生徒が互いに尊重し合い、志をもって学校生活を送ることができるよう教育活動の質的改善を図るとともに、生徒指導体制を一層整備し、県警等との連携を強化するなどして、次の取組を積極的に推進してまいりたいと考えている。

はじめに「(1) 暴力行為」への対応として、①から④の4点のとおり整理している。まず、1点目は、生徒指導支援事業等において、教員を加配するほか、警察や教員OBを支援員として配置するなど、人的支援を行うことである。2点目として、警察と協力して、スクールサポーター制度の活用を促すこととしている。3点目としては、これも警察との連携であるが、県で年に2回、各警察署管内でそれぞれ年3回程度開催される学校警察連絡協議会連絡会を通して、県内の児童生徒の状況について情報交換を行い、暴力行為等の対応に当たることとしている。4点目は、各教育事務所・地域事務所において、年間3回、対策推進協議会を開催し、暴力行為等の問題行動の解決等について協議を行うものである。

次に、「(2) いじめ」問題への対応であるが、1点目として、いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る問題であるという認識をもち、学校が早期発見・対応等ができるようパンフレットを作成し、9月末までには、関係機関及び各小中学校に配布することとしている。2点目は、いじめは人間として決して許されないことであるという毅然とした共通の姿勢で問題解決等に臨むため、7月20日には文書で通知し、7月27日から県内3圏域で開催した「県教委と市町村教委との教育懇話会」でいじめ問題を取り上げている。3点目は、警察との連携を強化するため、9月6日に、臨時に学校警察連絡協議会連絡会を開催し、県警・県教委・学校との連携の在り方について話し合い、いじめ問題への早期発見・対応等を図っている。4点目として、市町村教委の要望に応じて、県の職員を派遣することとしている。

次の4ページを御覧願いたい。「(3) 不登校」への対応4点であるが、1点目は、児童生徒が学校生活を楽しみ、目的意識をもって活動できるよう「志教育」の推進を図ってまいることとしている。2点目は、不登校児童生徒は、どの学校にも出現するという認識のもと、未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、学校全体での取組や小中高連携した取組を各種会議で促すこととしている。3点目は、登校支援ネットワーク事業の取組を拡充し、訪問指導員の活用により、家庭や関係機関との緊密な連携を図るなど、各学校の不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた取組を支援する。4点目として、不登校児童生徒の多い地域等に、スクールカウンセラー、教育事務所カウンセラーや学校教育活動復旧支援員を重点的に配置するほか、スクールソーシャルワーカーの拡充を図るなど、相談体制を充実させてまいりたい。

#### (説明者：高校教育課長)

引き続き、本県の高等学校103校、生徒数63,023人の状況について、御説明申し上げる。

資料の1ページにお戻り願いたい。

まず、「4 調査結果の概要」の「(1) -①暴力行為発生件数」であるが、高等学校では193件で前年度より13件増加した。「②暴力行為発生学校数」については、73校で前年度からの増減はなかった。「③形態別発生状況」であるが、下表のとおり「対人暴力、器物損壊」が減少し、「対教師暴力、生徒間暴力」が増加しており、その中でも「生徒間暴力」が126件と最も多く、前年度よりも21件増加している。「④加害児童生徒数」であるが、これは238人で前年度より9人増加している。

資料2ページを御覧願いたい。「(2) いじめ」であるが、「①いじめ認知件数」は131件で、前年度より70件減少している。「②いじめの認知校数」は49校で、前年度よりも12校減少している。「③いじめの態様」であるが、最も多いのは「冷やかしかからかい等」であり、約7割となっている。次いで「仲間はずれ、集団による無視」、「軽くぶつかる、たたかれる」で、それぞれ約2割となっている。

次に、「(3) 不登校」であるが、「①不登校児童生徒数」は1,341人で、前年度より14人減少している。「②不登校のきっかけ」であるが、次の3ページの上段の表のとおり「無気力」が最も多く、次いで「不安など情緒的混乱」等、本人に係る状況が大きな割合を占めている。

続いて、「(4) 高等学校中途退学」であるが、中途退学者は1,267人で、前年度に比べて185人増加しており、中途退学率は2.0%と、前年度より0.3ポイント増加している。その事由としては、「学校生活・学業不適応」の割合が最も高く45.1%で、前年度より5.5ポイント増加している。次いで多いのは「進路変更」であり、26.0%で前年度より7.1ポイント減少した。全体として、中途

退学者が増加した背景には、震災の影響が多くあったものと考えている。

次に、「5 県教委としての対応」であるが、学校生活全般にわたって、道徳心や規範意識を涵養するよう努めるとともに、暴力やいじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を生徒に示すことが必要であると考えている。また、授業を中心とした日々の教育活動において、生徒の達成感や充実感を高められるよう工夫するとともに、教育相談体制の充実を図り、未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいりたいと考えており、資料4ページの「(1) 暴力行為やいじめ」に記載のとおり、①から⑥までの各取組をより一層推進してまいりたいと考えている。

最後に、4ページ下段の「(2) 不登校及び中途退学」についての今後の対応であるが、学校生活の様々な場面で、学ぶことの意義を考えさせながら、社会で果たすべき役割を自覚させるよう「志教育」を推進することで、主体的に生きる力を育てていくことが重要であると考えている。また、学習へのつまずきから学校生活に対する意欲を喪失することのないよう、これまで以上にわかりやすい授業づくりに努め、生徒の達成感や充実感を高めるよう努めていくこと、さらに、教師が自分に合った手法を用いて良好な人間関係の構築を図ることで、安全で安心できる学びの環境づくりに努めるとともに、特別活動や部活動等を通して自己有用感を高めていくことができるような工夫が必要であると考えており、①から⑤に記載している各取組をさらに展開していくこととしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 2ページの「(2) いじめ」の「①いじめの認知件数」について、小学校で265件増加している。この件数が増加した理由やいじめの内容等を把握していれば、説明いただきたい。

義 務 教 育 課 長 そこまでの詳細な分析は行っていない。

佐 竹 委 員 例えば、「いじめを受けた」、「いじているのを見た」のように、以前と同様の事由により、その件数が増加しているものと認識して良いか。

義 務 教 育 課 長 アンケート調査の実施回数により、認知件数の増減に影響する部分があるので、その方法によっては、年度ごとに増減の幅が大きくなる場合がある。昨年度よりも増加している要因は、そのような各学校における調査回数によるものと捉えている。

佐 竹 委 員 アンケート調査の内容によるものではなく、実施回数が増えれば認知件数が多くなるのとのことか。

義 務 教 育 課 長 そのとおりである。県内のすべての小・中学校で独自のアンケート調査を行っているが、その実施頻度は年に2～3回としている学校が多い。小学校低学年の児童の場合には、次の日には解決してしまう事例や、ある程度の時間が経過すると忘れてしまうこともある。そのようなこともあり、比較的長い間隔を空けて調査を実施すると件数が減り、逆に1ヶ月程度の中で調査すると増加する傾向が見られる。

佐 竹 委 員 今の説明からすると、今回の調査頻度が、前年度よりも多い頻度で実施しているものと思われる。今回の調査結果は、その回数を増やしたためと認識して良いか。

義 務 教 育 課 長 今回の調査結果の基となるデータは各学校で把握しており、その要因を特定するためには、学校ごとに詳細な分析を行う必要があるが、そこまでの判断はしかねているところである。

佐 竹 委 員 調査の頻度が違うということは、その時点におけるタイムリーな事案の件数が結果に現れ、前年度、前々年度との比較では、正確な数値は現れてこないものと思うがいかがか。

義 務 教 育 課 長 学校によっては、アンケート調査の結果をそのまま認知件数として把握している場合や、少しこじれた事案、問題が大きくなった事案を認知件数としている場合もある。増減の数値だけで、本当に深刻ないじめであるか、あるいはすぐに解決できるいじめなのか、一律に判断することは困難な部分もある。

佐 竹 委 員 背景にある事情は理解できるが、その認知件数の増減を統計の数値として捉えていく

ことには疑問が残る。小学校では認知件数が増え、中学校・高校では減っている。減少していることは、アンケート調査の間隔が長くなっているとの印象を持ってしまう。その一方で、統計データだけを見れば、いじめを認知しているので増加傾向にあると言えるのかもしれない。整理するのが難しい部分である。また、子どもは少子化のため減少傾向にあり、全体として学生数が減っているにもかかわらず、いじめ件数の増減に対する関係性もよくわからない部分である。

しかし、認知件数が増加したとの事実はあることから、その調査結果を受けて、県教委として、月1回のアンケート調査のほか、具体的な取組や呼び掛けなど、どのような指導・対策をしていくのか。

義務教育課長

いじめの認知件数の増減によって、「学校が荒れている」あるいは「学校が正常に動いている」等の捉え方はしていない。重要であるのは、各学校における認知件数の解消率であり、認知された事案が増えた場合であっても、それが解消に結び付いたかどうかを注視している。今回、小・中学校については、97～98%の解消率であり、残りの数パーセントが、少し長引くような事案となっている。

今後は、警察やスクールカウンセラー等の外部の方々の意見も聞き、その解決に向けた検討を進めてまいりたい。

青木委員

件数の把握も大事であるが、問題の解消が一番重要であることは同感である。そうであれば、その解消率の数値が必要と思われるが、資料には記載されているのか。

義務教育課長

「① いじめの認知件数」の、上から4つ目の“○(白丸)”に記載している。

青木委員

全体の解消率を記載しているが、調査頻度が違うため、単純には比較できないものと思われる。例えば、「1回の調査あたり解消件数」等のように分析してはどうか。

また、件数等の比較は、前年対比としている部分が多いが、児童生徒の学年進行に合わせて追跡し、対比したデータはないのか。例えば、現在2年生である児童生徒の件数と、その児童生徒が1年生であった時の件数との比較である。問題のある子どもは、学年進行と同時に、問題を抱えたまま進級していると考えられるため、そういった追跡調査による分析をしていくことが、問題の解消につながるのではないかと思う。前年度対比の件数を比較・分析しても、求める効果が得られないのではないかと思う。

義務教育課長

青木委員御指摘のいじめの認知件数の学年推移については、義務教育課で調べたデータがある。過去6年間の推移を追ってみたが、小学校1年生から5年生までは、年度により50件から150件の増減が発生していた。また、小学校6年生は100件台であるが、中学1年生になると300件から600件台に急増する。つまり、不登校で言われる「中1ギャップ」の状況が、いじめの認知件数からも把握することができ、小学校と中学校では、その差が大きいことも分かった。しかし、その後の中学校2年生から3年生にかけて、その件数は減少する傾向にあり、小・中学校を通してみると、「中1ギャップ」の気持ちが不安定になる時期に一番多く発生している結果となった。

なお、過去6年間の解消率の推移を同様に確認したところ、小学校で95%以上、中学校では92%以上との結果となった。

そのいじめの認知については、教師による発見、周囲の児童生徒からの報告、保護者からの訴え等があるが、その中でもアンケート調査が、一番多く把握できる方法であった。

青木委員

中学校1年の時点で、いじめた側の中心となる生徒は、2年生または3年生に進級しても、おそらくいじめる側の立場にあるものと思うがいかがか。

義務教育課長

暴力行為でも、同じ問題を繰り返す生徒が多いとの話は聞いている。

佐竹委員

今の説明によると、小学校でいじめを認知し続けていて、その子どもが中学校に入学した際に、その中学校では認知件数が増加していくとの印象を受ける。警察やスクールカウンセラーの活用の話もあったが、その方々は学校内だけの問題に関し対応すること

となる。加害側、被害側の児童生徒ともに、家庭内におけるケアも必要になってくる。そのような部分を含めての認識として、学校から家庭への指導、地域での噂話への対応等、考慮すべき必要があると思う。

義務教育課長  
佐竹委員

学校内だけではなく、それ以外の部分も考慮した上で、対応している。

いじめは、先生や生徒、家庭からの提起よりもアンケートによる認知が多いとの説明であったが、同様に地域から情報を得る方法はないものか。または、地域とのコンタクトを持つような指導・助言はしているのか。

義務教育課長

前回の定例会において、いじめ等々の問題に対する学校内の検討チームの中に、地域の方々に参加いただくような機会を設けていくことが必要であるとの御指摘があったので、9月末に発行する予定の「いじめ問題への対応に関するリーフレット」の中に、そのような内容を記載した。今後、そのリーフレットを各学校に配付したいと考えている。

佐竹委員

いじめは表面化しないことが多いため、学校側がそれに気付かずに、大事な子どもたちの命をなくしてしまう痛ましい事故も起きている。子どもたちに対しては、学校生活がどれほど楽しいのかを教えてあげることも必要である。学校は、学びの場であることはもちろんであるが、勉強だけではなく、その場に自分がいられることが幸せなことであると。学校生活においては、苦しいことが多い思い出だけでは非常に悲しいことであり、学校、家庭、地域のそれぞれが協働し、そのすべてが子どもたちにとって楽しい思い出となるような取組に努めるべきである。良好な環境・秩序を保てる学校生活の場をつくってほしい。

また、中1ギャップによる認知件数の増加について、「仕方ない」と黙認するのではなく、小学校と中学校の先生方、そして家庭が連携し、その緩和、あるいは阻止することができるような体制となるよう、県から各市町村に対して呼び掛けていくことが必要である。子どもたちの学校生活は、多くの楽しい思い出を残し、悲しい思い出はゼロとなるような“みやぎの教育”を目指していただきたい。

青木委員

不登校の理由について、中学校・高校になると「無気力」が約19%を占めており、その比率として一番高い数値となっているが、それは、突然、無気力になるわけではないと思う。何らかの理由により、「ああ、嫌になっちゃった」との思いが少しずつ蓄積され、無気力になってくると思うが、そのような過程を踏まえた分析をしているのか。

義務教育課長

無気力となる要因を特定するような分析はしていない。

青木委員

その要因を特定しなければ、対策が講じられないのではないかと思うがいかがか。

義務教育課長

児童生徒に対する面接・面談等において、スクールカウンセラー等が、その要因・背景について聴き取りはしているが、詳細な分析まで行っていないとのことである。

青木委員

推測となるが、例えば、「勉強についていけない」、人間関係等で「自分ではどうすることもできない」等の何らかの理由があるのではないか。個別の理由であり、それぞれ違いがあると思うが、そういった背景にある理由を分析し、対策していく必要があると思う。

佐竹委員

中学校の不登校の比率で一番高いのが「無気力」であり、中学校卒業時まではほぼ自動的に進んでいることから感じているのではないかと思う。しかし、高等学校における「無気力」の比率も一番高くなっており、その数値にショックを受けている。子どもたちが高校に進学する際には、子どもたち自身がその後の進路を見据え、自分の意思で受験するとの認識のもと、希望する高校等に進んでいるものと考えている。中学校の先生方が、子どもたちの進学に向けて一生懸命努力されていることは理解しているが、それ以上に、本人と家庭、本人と学校が連携し、無気力にならない方向性をきちんと見出させ、その上で、高校に進学させてほしいと思う。例えば、志望校に進学できなかったとしても、先生からの指導や家庭からの助言等により、その失敗から何かを見つけられる

と思う。学校だけでなく、家庭や地域全体として、子どもたちを育てていく環境づくりが必要ではないかと思う。高校生の時点で「無気力」を理由に不登校となるのでは、その後の社会人としての生活にも耐えられないと思うので、この中学・高校における「無気力」を大きな課題として取り組んでいただきたい。

委員長

確かに、理想像としては佐竹委員の意見のとおりである。本来の姿はそうあるべきと思うが、現実には、志を持って進学している子どもは少ないのではないかと思う。自分の学力に合わせ、自分の住んでいる地域を見ながら、高校の選択をせざるを得ないというのが実態ではないかと思う。また、高校入学後に、「自分は3年間何をすればいいのか」と悩んでいる場合もあり、そこから「無気力」と感じてしまう子どもたちも多いのではないか。「不登校」となった高校生のうち「無気力」の割合が19.2%で、その約2割を占めている。「無気力」だけでなく「不登校」に関する数値が少なくなることが理想であるが、逆に、それ以外の多くの生徒は、きちんと目標を持って学校生活を送っている。勉強または部活にしても、目標を持って取り組んでおり、高校側としては評価すべき部分であると思う。

そこで必要となってくることは、私がいつも言っている学校の特色や魅力である。「学力は達せないが、違う部分の魅力があるため、自分はそこで頑張りたい」と子どもたちに思わせる特色づくりも必要である。子どもたちの学力に差があることは否めない部分であると思うが、勉強以外の部分で伸ばしていくことを考えていく必要もあると思う。

佐竹委員

そうであれば、「無気力」を容認する必要はないと思う。学力や部活等、学校の選択肢は広がっており、本県の教育は、門戸を開くことにより、無気力な子どもたちや不登校生を減らして、社会に出た際にも志を持てる子どもたちを育てようとしているものと思う。例えば、ある高校で無気力になってしまった場合に、「あっちの高校には行けるのではないか」、「この高校だったら、もっとしたいことができるのではないか」等、子どもたちの気持ちを高めることもできると思う。容認するのではなく、その子たちの向かうべき道筋を見出させるきっかけにすべきではないかと思う。学校の魅力づくりも大事であるが、多くの情報を子どもたちや保護者に提供することにより、子どもたちに希望を持たせることが必要であると思う。

教育長

この不登校については、大変難しい問題である。今回お示した「不登校のきっかけと考えられる状況」等については、複数回答となっている。不登校になった子どもたちは、いろいろな要因があり、中には、家庭訪問しても不登校の子どもに直接会えないケースもあることから、考えられる項目を掲げ、複数回答していただいたものである。そのため、比率が高く現れている項目もある。一方で、その問題については、現状では「こうやれば必ず回復できる」との決定打がなく、専門家からの助言等を丁寧に聞きながら個別的に支援し、社会的な自立を目指している。長期的な支援や指導が必要な子どもたちもいることから、中学校時代に不登校となった子どもを多く受け入れる県立高校を意図的につくっており、その成果が上がりつつあると捉えている。

また、高校入学後に無気力になるケースとして、例えば、目標としていた高校に入学したことにより、その目標を達成してしまっただけに「無気力」となる場合等もあるが、転校が問題解消の一つのきっかけとなるのであれば、それを柔軟に考えていくことも併せて行っている。

県教委としては、不登校になる子どもたちが一人でも少なくなることを念頭に置き、子どもたちの再チャレンジや自立が図られるよう、市町村の教育委員会と力を合わせ、今後とも取り組んでいきたいと考えている。

庄子委員

1ページの「(1)暴力行為」の「③形態別発生状況」について、先生方に対する暴力行為が、小学校から高校までのすべてで増加しており、気掛かりな要因である。その対象となる先生方が大変であると思うが、なぜ子どもたちがそのような行動に出るのか

を考えると、先生に対する甘え、先生に対する反発・反抗等、何らかの理由があると思われる。先生方は、子どもたちに授業をする一方で、子どもたちの心も育てていくものと思うが、各学校における状況について、把握していれば説明いただきたい。

義務教育課長

対教師暴力は、先生が生徒等のある行為を注意したときに、「むかついた」、「頭にきた」として、生徒が先生に手を上げることが多いようである。

庄子委員

小学校も中学校も高校も、それが第一の原因と理解して良いか。思春期で多感な時期の子どもたちであると思うが、やはり、“聞く耳を持つ子どもたちを育てること”が大事ではないかと思う。その子どもたちは、家庭や学校で叱られたことがない、あるいは近隣の大人からも甘やかされて育っている等の要因も考えられる。きちんと説明し、話の筋が通っていれば、そのような行動を取ることもなくなるものと思うが、最近、大人も子どもたちも短絡的な行動に出る場合が多いと思う。それらの解決には、志教育、あるいは学ぶ土台づくりによる幼少期からの積み重ねが大事であると思う。

小学校、中学校、高校のそれぞれの先生方は、子どもたちからの暴力があった場合に、どのような対応をしているのか、あるいはどんな努力や工夫をされているのか。

義務教育課長

子どもたちに対する体罰はできないため、そのような状況となった場合には、子どもたちを強く抱きしめて行為を止める、あるいは声をかけて制止することとなる。

佐々木委員

昔は、道徳の授業があったが、人倫教育として、弱い子はみんなで守る、困っている人を助けるなど、人としての道を教えていたが、その教育は現在でも行われているのか。最近、「弱い者こそ叩いてやる」のように、弱っている大人に無理に暴力を振るうような子どもたちがいる。ただの動物ではなく、人間らしさ、人の道をきちんと教える部分が、今の教育課程の中にあるのか心配である。

義務教育課長

小・中学校では、週に1時間、年間35回以上の道徳の時間がある。様々な教材を使い、規範意識や思いやりなどを学ぶ時間を設けている。それ以外にも、各学校では、道徳教育の全体計画を立てており、学校生活のすべてを通して実施している。具体には、道徳の時間を核として、体育や学校の各行事の際に、人への思いやりや助け合いなどを感じさせるような教育や、各教科の中における道徳教育に関連した授業等、道徳教育に結びつくような教育計画を立てて実施している。

教育長

道徳教育についても、大変重要であると考えている。ただ今、課長が説明したように、小学校・中学校では教科としても学んでいるが、学校の教育活動全体の中でその思想を学ばせていくこととしている。これは高校も同じであり、その道徳心は知識として身に付けるものではなく、内面化して、行動に表れた際に初めて価値が出るものと考えている。

そのような意味も踏まえた上で、いじめ問題がきっかけとなるが、この前の市町村教委の委員長等との懇話会の際に、改めて県教委の考え方を示したところである。その中に記載したことの基本は、「人からされて嫌なことは他人にするな」ということに尽きると思う。少なくとも、そのことを小学校1年生から高校3年生までの全員にしっかりと受けとめさせ、それが行動に表れるように、我々も工夫していきたい。

佐々木委員

昔の表現となるかもしれないが、近所のお兄さん、お姉さんたちの存在というのも大事なことではないかと思う。昔は、悪ふざけする子や、いじめられている状況があると、例えば、上級生のお兄さんたちが、その場を上手に収めたり、まとめてくれたり、あるいは逆に仕切ってくれたりするような場面もあった。現在は、個人や小単位で行動したりすることが多く、学年を越えた縦のグループづくりが進んでいないものと思われる。地域のお兄さん、お姉さんと一緒に行動したり、一緒に学んだりするような機会を増やしていくことも必要ではないかと思う。

委員長

小学校では、縦割り学習を取り入れているので、ある程度は進められていると思う。

佐々木委員

縦割りはやっているが、そのような近所あるいは地域とのつながりを持つことが、問

題行動の一つの解決方法にもなると思うので、さらに取り組める部分があれば進めていただきたい。

### (3) 「宮城県スポーツ推進計画の答申について」

(説明者：スポーツ健康課長)

宮城県スポーツ推進計画の答申について、御報告申し上げます。

本計画については、平成23年2月18日に宮城県スポーツ振興審議会（現「宮城県スポーツ推進審議会」）に対し、「現計画期間満了に伴う、新しい計画の策定」について諮問し、同審議会での審議を経て、本年9月10日にスポーツ推進審議会から答申されたものである。その概要について御説明申し上げます。

資料は5ページから8ページとなるが、答申本体は別冊となっている。

資料5ページを御覧願いたい。「2の(1)策定の趣旨」等であるが、将来における県民のスポーツの目指す姿や目標を明らかにし、計画的な推進を図るための基本的な方向性を示すものとして、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、平成25年度を初年度とし、今後10年間で計画期間として策定するものである。

「(4)計画の特長」であるが、「①東日本大震災への対応」、「②子どものスポーツ重視」、「③プロスポーツや大学との連携」の3つを掲げている。

資料6ページを御覧願いたい。今回の「計画の概要」を1枚にまとめている。理念として「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」を掲げ、その基本姿勢として、「1 県民が主体となるスポーツの推進」、「2 連携と協働の推進」、「3 役割の明確化」、「4 みやぎの特色を活かす」の4つを示している。施策の柱としては、大きな3つの柱「Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」、「Ⅱ 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」、「Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」を掲げている。また、それぞれの柱の目標として、例えば、「県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、性別や障害の有無を問わず、安全にスポーツを『する』『みる』『支える』活動を推進させていくこと」を掲げ、さらに、「子どもの体力が全国水準を上回る」等の数値目標を示し、これらについて、今後10年間で達成していきたいと考えている。特に、「Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」では、子ども・働く世代・高齢者の3つの世代を切り口とし、それぞれのライフステージに対応する9つの基本方向に基づく各施策を積極的に展開することとしている。また、「Ⅱ 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」では2つの基本方向、「Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」では11の基本方向を示しながら各施策を進めることとしている。

資料7ページを御覧願いたい。「(6)パブリックコメントの実施結果」であるが、22人の方々から50件の御意見と、4市町から5件等、「④ 主な意見」に記載したような御意見をいただいております。その意見については、今回の答申に反映させている。

なお、パブリックコメントの概要と、それに対する考え方については、県ホームページに示している。

次に、「(7)策定の経過・スケジュール」であるが、本日、答申の御報告を行い、次回の教育委員会において、県の計画(案)として決定していただき、その後、11月の県議会に議案として提出し、議決していただくことで最終決定となる予定である。以上のようなスケジュールで、今後、調整を進めてまいります。

なお、本日の答申に係る御意見について、次回の教育委員会に向けて反映させていきたいと考えているため、御意見があればスポーツ健康課までお寄せいただきたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委 員 長

質問ではないが、6ページの「Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」の「目標」に、「成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)」、「週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)」と記載されている。自分自身に置き換えて考えると、とても厳しい目標と感じてしまうが、やはり週3回程度の運動は必要であるのか。

- スポーツ健康課長 平成13年の調査における数値は14.6%であったが、平成23年では38.4%まで増えてきている。現計画では50%を目標として進めてきたが、その目標値を上げたいと考えている。また、国の目標がその数値となっているため、それに併せて65%程度に設定したものであり、これに向けて頑張っていきたいと考えている。
- 青木委員 自分も運動不足であると感じている。朝は、会社でラジオ体操をやるうとして取り組んでいるが、ラジオ体操の動きだけでいいのかと思っている。別冊資料42ページの「働く世代のスポーツ」でストレッチやトレーニングに触れているが、その取組を言葉だけで説明されてもなかなか実践できない部分がある。みんなでやると実践できる場合が多いので、県民体操やメタボ解消体操のようなものを作ってはどうか。
- スポーツ健康課長 働く世代であれば、運動する時間を取ることが困難な場合も考えられるので、中段の「目指す姿」の中に記載した「地下鉄の駅やバス停留所を1つ、2つ前で降りて歩いたり、自転車で通勤したりする」等のように、働いている時間等の中で工夫していける内容を盛り込んでいる。本県の造語となるが、そのような通勤スタイルを「アクティブ通勤」と呼んでおり、「取組」の“■（黒四角）”の最初の部分で整理したように、そのような取組も展開していきたいと考えている。
- 青木委員 批判するわけではないが、それは、仙台や大都市の一般交通機関が発達しているところではできる。地方では、移動手段のほとんどが、ドア・ツー・ドアの車となる。歩いていける通勤距離であっても、出張や、車を利用した移動が多い場合等、結局は車通勤となってしまう。そのような地方の車社会に対する施策も考えてはどうか。
- スポーツ健康課長 学校の教職員からは、今回の震災を経験して、自転車が非常に有効であったとの話題も出ており、不都合な場合もあるかと思うが、自転車通勤に切り替えることも一つの方法ではないかと考えている。
- 佐竹委員 その「アクティブ通勤・丈夫な身体でエコ生活」は、大きなスローガンとして掲げ、大人だけではなく、子どもたちに対しても有効な取組であるので、ぜひ進めてほしい。塾への送迎や、16才になるとバイクの運転免許を取得できるため、どこに行くにも楽な手段を利用しがちとなり、運動量が減少している場合が多い。文明の利器に頼りすぎないことをクローズアップし、自分の力を必要とする自転車の利用を促進していくことも必要であると思う。私事となるが、私の子どもたちには自転車しか預けなかったが、自力でどこまでも動いていく。お金は使わないが体力は使うため、子どもたちはとても疲れて早く寝ていた。健康的にも有効であり、体力もつくため、ぜひ推奨してはどうか。そして、それは子どもたちだけではなく、家庭にも浸透させる必要がある。やむを得ない事情がある場合は仕方がないが、「歩けるところは歩く、自転車で行けるところは自転車で行く」とのことを再度大きくクローズアップし、身体を動かすことの良さを子どもたちや家庭に対して声掛けしていくことを推進していただきたい。
- スポーツ健康課長 佐竹委員御指摘の家庭との連携、子どもの身体づくりの向上については、基本的な生活習慣の部分でも触れており、今後、学校等と連携の上、進めてまいりたい。
- また、青木委員御指摘の職場の問題について、例えば、44ページの“■（黒四角）”の上から3つ目「職場への支援」に示した内容が、職場全体でできる取組となる。また、64ページの「表彰制度の拡充」の“■（黒四角）”の一番下「新たな表彰制度の確立」として、そのような取組を実践している企業や職場を表彰する制度も検討してまいりたいと考えている。
- 教育長 ただ今御意見いただいたが、今回は推進計画の答申に関する報告であることから、答申書の本文を改めて御覧いただき、御意見を頂戴したいと考えている。また、今後、アクションプランや行動計画を策定することとなるが、本日御意見を頂戴した部分については、その中で具体的に考えていきたいと思う。
- 佐竹委員 記載されている箇所があるかもしれないが、「みやぎ教育応援団」の活用について、

その登録団体を、市や県が紹介できることを、大きく取り上げていただきたいと思う。

先日、仙南地域で、その応援団に登録している法人の方々や教育委員会の方々と意見交換する機会があり、参加された皆さんは「どんどん活用してほしい」と話されていた。例えば、100種類以上の遊びの提供や、レクリエーション企画をサポートするなど、学校教育の場に活用できる多くのものがあった。

県教委でもニーズに応えられる多くのメニューを用意しているので、それを利用する団体に対して情報提供し、教育活動に活用してもらおう。そのような呼び掛けをしていただきたい。

## 12 資料（配布のみ）

- (1) 平成24年度全国学力・学習状況調査 宮城県の調査結果報告書について
- (2) 平成25年度宮城県立中学校入学者選抜方針・選抜要項及び選抜募集要項について
- (3) 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会の愛称募集について
- (4) 第39回東北総合体育大会の結果について
- (5) 宮城県美術館特別展「東山魁夷展」の開催について

## 13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年10月18日（木）午後1時30分から開会する。

## 14 閉会 午後4時11分

平成24年10月18日

署名委員

署名委員